

を越前府中に封ず

【遺編類纂】

一五五九

越前國之儀、多分柴田令覺悟候。兩三人をば柴田爲目附、兩郡申付置候條、善惡之趣を無私曲可申越、又兩三人覺悟之善惡をば、柴田方より可告越候。互に磨合候様に分別專一ニ候。於用捨者可爲曲事者也。

天正三年九月 日

(織田信長) 在印

不破河内守との

佐々内藏助との

前田又左衛門との

(この文書は信長公記所載に據りしものなるべし。兩郡は府中の周圍南條・今立なり。)

【遺編類纂】

一五六〇

一、宛行二郡中寺庵領・社領悉可相落之。給人衆有之領内寺社領可爲同前。但仍事給人ニ可遣之も可有之事。一、織田大明神領之義ニ付、先祖別而子細有之儀候間、

一切不可落之事。

以上

天正參

九月廿三日

(織田信長) 在印

不破河内守殿

佐々内藏助殿

前田又左衛門尉殿

【所藏者未詳文書】 越中

一五六一

加越兩國之一揆相催之由候。雖不實候、人數事内々申觸、武藤宗右衛門尉・府中三人かたより注進次第可相動候。然者江州中郡・同高島・若州人數可罷立旨、惟住かたへ申遣候。得其意、不寄夜中可出勢事簡要候也。

(年不詳) 正月十六日

(織田信長) 朱印

羽柴筑前守殿

(この文書は、丹羽長秀の惟住姓を受けたる翌天正五年以降、佐々成政の府中に在りたる八年までの間

に在れども、何れの年に屬するや明らかならず。今

府中三人とあるに因りてこゝに合叙す。

十月二日。前田利家等、越前南條郡高瀬寶圓寺をして、その堂舎を復興せしむ。

【寶圓寺文書】 越前

一五六二

當寺爲無緣所古跡之事候。早速可有木屋懸候。於此上自然不謂儀申懸、又者四壁伐取竹木等輩出來候者、交名可有注進候。急度可申付候。恐々謹言。

天正三年

十月二日

不破河内守 光 治 在判

佐々内藏助 成 政 在判

前田又左衛門尉 利 家 在判

高瀬村 寶圓寺 床下

十月十二日。前田利家等、越前今立郡大瀧神郷の紙座に、諸役を免除す。

【大瀧神社文書】 越前

一五六三

大瀧神郷紙座之事

一、上者木目を境、下者淺水之橋を境、東者境目、西者海端を境、如前々不可有諸役。并地下夫役不可有之。山林猥不可伐採者也。仍如件。

天正參年十月十二日

前田又左衛門尉 利 家 在判

佐々内藏助 成 政 在判

不破河内守 光 治 在判

大瀧神郷 紙屋衆中

十二月二日。前田利家等、越前南條郡宅良慈眼寺に、同寺供米を安堵せしむ。

【慈眼寺文書】 越前

一五六四

當寺靈供米貳拾壹石之儀、宅良谷中之分、如先規可有收納之狀如件。

天正參年十二月二日

不破河内守 光 治 在判